

刑法等の一部を改正する法律案（インターネット誹謗中傷対策）概要

第1 刑法の一部改正

1 加害目的誹謗等罪の創設

人の内面における人格に対する加害の目的で、これを誹謗し、又は中傷した者は、拘留又は科料に処すること。

2 公共の利害に関する場合の特例

- (1) 1の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しないこと。
- (2) (1)の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなすこと。
- (3) 1の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しないこと。

第2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

損害賠償命令制度（犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度）の対象事件に、名誉毀損罪、侮辱罪及び加害目的誹謗等罪に係る被告事件を追加すること。

第3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正

1 特定電気通信の定義の改正

特定電気通信の定義を改正し、「不特定の者によって受信されることを目的とする」との要件を削ること。

2 権利侵害の態様の変更

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示請求に係る権利侵害の態様について、「特定電気通信による情報の流通によって」という要件を「特定電気通信に係る情報によって」に改めること。

3 明白性の要件の削除

発信者情報の開示請求に当たって必要とされる権利侵害の明白性の要件を削ること。

4 権利を侵害したとする情報の発信者に係る侵害情報以外の情報に係る発信者情報の開示請求

発信者情報の開示請求について、権利の侵害に係る発信者情報だけでなく、権利を侵害したとする情報の発信者に係る侵害情報以外の情報に係る発信者情報も対象とすること。

5 発信者情報の定義の改正

発信者情報の定義について、「その他これらに準ずると認められる情報」を加え、総務省令で定める情報だけに限られないようにすること。

6 ドメイン名役務提供者に対する発信者情報の開示請求

発信者情報の開示をドメイン名役務提供者に対しても請求できるようにすること。

第4 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。ただし、第3は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 その他所要の規定を整備すること。